

ユネスコと 日本ユネスコ国内委員会

UNESCO & Japanese National Commission for UNESCO



©UNESCO / Ignacio Marin



unesco

Japanese
National Commission

日本ユネスコ国内委員会

ユネスコの概要

「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」

Since wars begin in the minds of men, it is in the minds of men that the defences of peace must be constructed. (ユネスコ憲章前文)

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、諸国民の教育、科学及び文化の協力と交流を通じた国際平和と人類の共通の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関です。

その意思決定は2年に1回開催される総会で行われ、ユネスコの方針を決定し、事業・予算を承認するほか、執行委員会の指名に基づいて事務局長を任命します。

また58か国で構成される執行委員会は年2回開催され、日本はユネスコに加盟した翌年以来、継続して執行委員国として貢献しています。

ユネスコに加盟した国は、教育、科学及び文化の事項に携わっている主要な団体をユネスコの事業に参加させるために、国内委員会を設立することが望ましいと、ユネスコ憲章で定められています。これを踏まえ、昭和27（1952）年に、日本ユネスコ国内委員会が設置されました。

我が国では、ユネスコ設立から間もない昭和22（1947）年、ユネスコ加盟を待たずして、ユネスコ憲章の精神に共鳴した仙台の地元有志により、世界初の民間ユネスコ団体が発足しました。その後、日本各地に多数のユネスコ協会が設立され、こうした民間主導の動きにも押されて、我が国は、昭和26（1951）年にユネスコに加盟しました。これは、昭和31（1956）年の国連加盟に先立つものであり、ユネスコは、我が国が戦後初めて加盟した国連機関となりました。このように、戦争の荒廃の中、平和を求める日本国民にとって、ユネスコの存在は未来への希望であり、ユネスコへの支援は世界平和への貢献でした。

現在では、約270のユネスコ協会が日本全国で活動しており、また、世界有数の1,000校を越えるユネスコスクールが国内に存在するなど、我が国のあらゆる地域で、ユネスコ活動の実践が行われています。



ユネスコ本部© Ignacio Marin

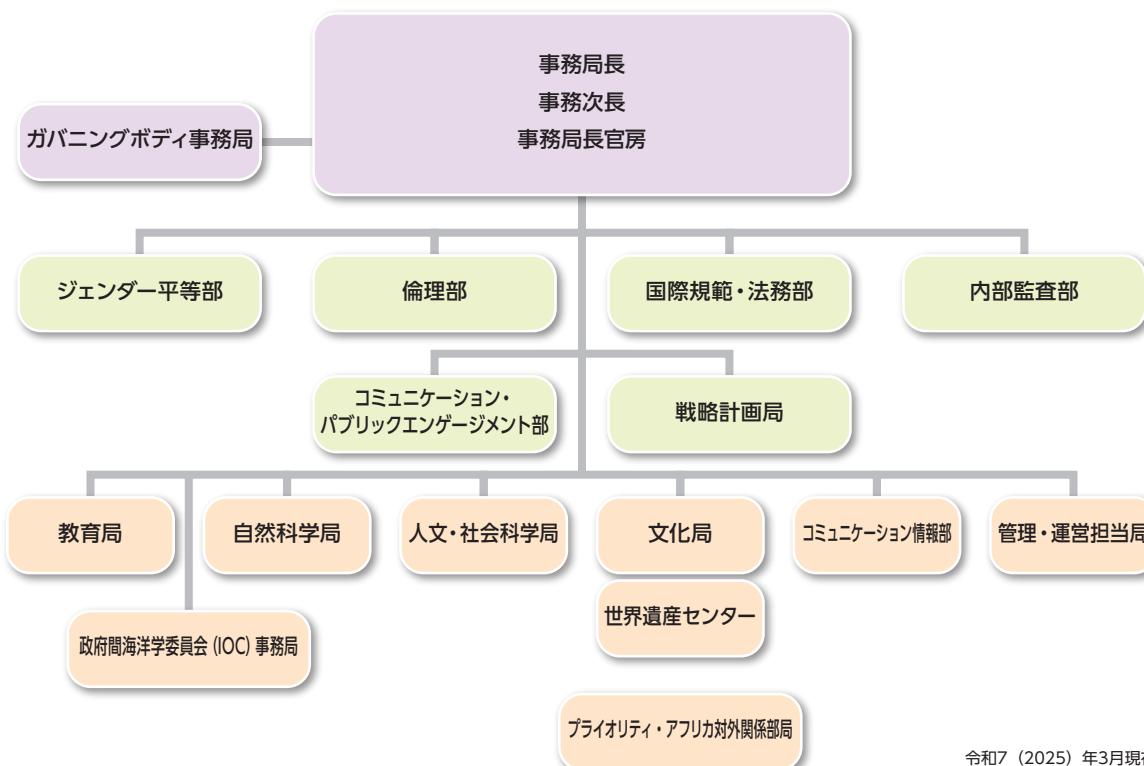


ユネスコ憲章の碑



オドレー・アズレー事務局長
© UNESCO/Christelle ALIX

ユネスコ事務局の組織図



名 称	国際連合教育科学文化機関（ユネスコ） United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO)
創 設 等	憲章採択：昭和20（1945）年11月16日 創 設：昭和21（1946）年11月 4日 日本加盟：昭和26（1951）年 7月 2日
本 部	パリ（フランス）
加 盟 国 数	194か国【令和7（2025）年2月現在】
事 務 局 長	オドレー・アズレー氏(Ms. Audrey Azoulay) 任期：4年（2期目） 令和3年（2021年）11月～令和7年（2025）年11月（予定）



ユネスコ本部 ©UNESCO/C.ALIX



ユネスコ本部日本庭園 ©UNESCO

日本ユネスコ国内委員会

日本ユネスコ国内委員会とは

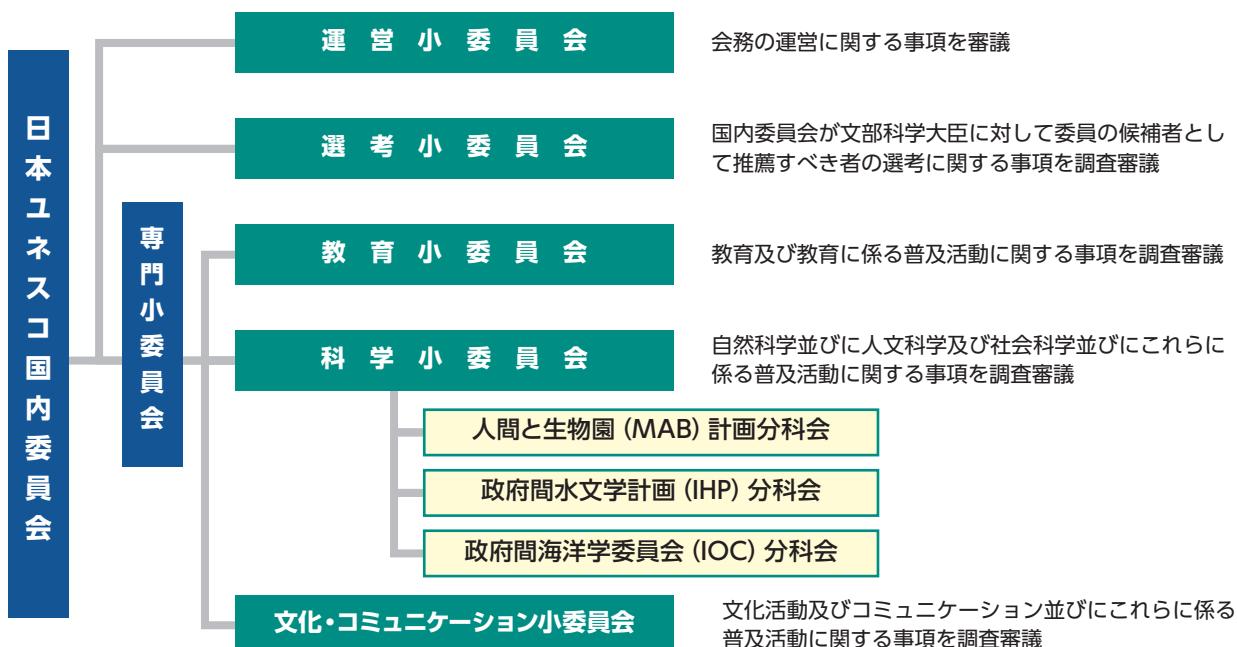
日本ユネスコ国内委員会は、「ユネスコ活動に関する法律」（昭和27年法律第207号）に基づき、**文部科学省に設置されている特別の機関**で、教育・科学・文化の各分野を代表する者等**60名以内の委員**（衆議院議員、参議院議員、政府職員を除き任期3年、文部科学大臣が任命）で構成されています。また、会長1名、副会長2名を置くこととなっています。

※日本ユネスコ国内委員会はユネスコの直属の機関ではありません。

※日本ユネスコ国内委員会事務局は文部科学省国際統括官付に置かれ、事務総長は、文部科学省国際統括官が務めています。

日本ユネスコ国内委員会の組織

国内委員会の下には、委員で組織する小委員会として、運営小委員会、選考小委員会及び、専門小委員会を置くとともに、専門小委員会の運営上必要な場合、専門小委員会の下に分科会を置くことができることとなっています。



(関係組織)

「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会

日本ジオパーク委員会

国内委員会の主な活動

日本ユネスコ国内委員会は、「ユネスコ活動に関する法律」に基づき、主に以下の活動を行っています。

- ・我が国におけるユネスコ活動（ユネスコの目的を実現するために行う活動）に関する助言、企画、連絡及び調査
- ・我が国におけるユネスコ活動等に関する提言等の策定
- ・関係各大臣の諮問に応じて行う、ユネスコ総会における政府代表の選考、議事に関する事項、条約等の締結に関する事項等の調査審議
- ・国内のユネスコ活動関係機関及び団体等との情報交換
- ・ユネスコ活動に関する調査並びに資料の収集及び作成
- ・ユネスコ活動に関する普及のために必要な事項の実施

これらに関する審議を行うため、日本ユネスコ国内委員会は、会長の招集により、年2回、総会を開催することとなっています。



第155回日本ユネスコ国内委員会総会
(令和6 (2024) 年9月6日)

次世代ユネスコ国内委員会

令和3（2021）年10月、「次世代ユネスコ国内委員会」は、日本のユネスコ加盟70周年の機会に組織されました。その後、令和4（2022）年3月には「ユネスコ活動の活性化に向けて（提言）」を発表し、本提言を踏まえたアクションプランに基づく活動を経て、令和5（2023）年4月に日本ユネスコ国内委員会運営小委員会の下に正式に設置されました。

次世代ユネスコ国内委員会は、国内のユネスコ活動に関する若者世代のネットワークを強化し、未来を担う若者からの声を我が国のユネスコ活動に反映するとともに、国際会議等における日本の若者からの発信力を強化することを目的とし、10代から20代の大学生、大学院生、社会人の約20名で構成されています。日本ユネスコ国内委員会事務局と連携して、主に以下の活動を行っています。

- ・ユネスコ活動を通じたSDGs等の地球規模課題の解決に向けた方策の検討
- ・国内外におけるユネスコ活動の実践
- ・ユネスコの各分野における若者向け事業への参画・貢献
- ・日本ユネスコ国内委員会における定期的な活動報告 等



令和6（2024）年12月1日 ユースフォーラム
©次世代ユネスコ国内委員会

日本ユネスコ国内委員会からの提言等

日本ユネスコ国内委員会では、上記の活動の一環として、以下のとおり、提言等を策定しています。
 詳細については、日本ユネスコ国内委員会ウェブサイト
[\(https://www.mext.go.jp/unesco/002/004.htm\)](https://www.mext.go.jp/unesco/002/004.htm) をご覧下さい。



○国際情勢等を踏まえたユネスコ活動等の推進についての提言

現下の国際情勢等を踏まえ、ユネスコの普遍的な使命を再確認するとともに、ユネスコに対する日本政府の関与の在り方として、戦略的かつ積極的な関与を通じてリーダーシップを發揮することや、国内のユネスコ活動の在り方として、ユネスコ活動のネットワークの活性化及び広報の強化を図ることについて、広く一般に対して提言するもの。 (令和6 (2024) 年3月)

○2024年平和へのメッセージ

ロシアによるウクライナ侵略、ハマス等によるテロ攻撃以降のイスラエル・パレスチナ情勢等といった紛争により、無害な市民や文化遺産が犠牲になり、平和が遠ざかっている状況に対し、一刻も早く、現在の状況が改善することを強く望み、教育・科学・文化を通じた平和な社会の構築に取り組んでいくために力を尽くすことを誓うもの。 (令和6 (2024) 年1月)

○ウクライナ情勢に関する日本ユネスコ国内委員会会長声明

ウクライナ情勢に人道上の重大な懸念を持ち、UNESCO本部の声明を強く支持するもの。 (令和4 (2022) 年3月)

○「コロナ禍の時代におけるユネスコの役割と期待」－日本ユネスコ国内委員会会長メッセージ

コロナ禍において国際機関の在り方が問われる中、ユネスコに期待する役割や国内におけるユネスコ活動の在り方について、ユネスコ及び国内外のユネスコ活動に取り組むステークホルダーに対するメッセージをとりまとめたもの。

(令和3 (2021) 年3月)

○我が国のユネスコエコパークの更なる推進に向けて一生態系の保全・持続可能な利活用を推進するモデル地域の発展

MAB計画分科会での意見交換の内容に基づき、近年のMAB計画の状況とともに、10地域となった国内のユネスコエコパークの更なる推進と新たなモデルの推進可能性に関する提言をとりまとめたもの。 (令和3 (2021) 年3月)

○ユネスコ活動の活性化について（建議）

グローバル化や技術革新が急速に進展する国際社会において、SDGsに向けた取組みが進む中、課題解決先進国としての我が国が、ユネスコ活動において積極的な役割を果たしていくことが求められていることを踏まえ、中長期的観点から、我が国のユネスコ活動の方針等について関係大臣に建議したもの。

(令和元 (2019) 年10月)

○「今日よりいいアースへの学び 持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて

～学校等でESDを実践されている皆様へ日本ユネスコ国内委員会教育小委員会からのメッセージ～

我が国が長らく推進してきたESDについて、SDGsの策定や新学習指導要領等の公示を踏まえ、関係者にとって今後のESD推進のヒントになることを目的に、日本ユネスコ国内委員会として考えをとりまとめたもの。

(平成29 (2017) 年9月 日本ユネスコ国内委員会教育小委員会)

○「持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて」

（日本ユネスコ国内委員会教育小委員会ESD特別分科会報告書）

「国連ESDの10年」の成果を振り返り、それぞれの分野での課題を整理し、国際的な動向も踏まえ、我が国としてより具体的なESDの実践を推進していくための方策に関する議論を踏まえ、（1）ESDを広めるための取組、（2）ESDを深める（実践力を高める）ための取組、（3）国際的にESDを推進するための取組に分類し、推進方策を提案している。

(平成27 (2015) 年8月 日本ユネスコ国内委員会教育小委員会ESD特別分科会)

○ユネスコ創設70周年にあたっての提言

－多様性の尊重と持続可能な社会の実現に向けて－日本ユネスコ国内委員会会長ステートメント－

平成27 (2015) 年がユネスコ70周年であることにかんがみ、これからの時代のユネスコ活動がどうあるべきかについて検討し、ユネスコの新たな役割として、（1）新しい時代の国際社会における「知的リーダー」としての役割、（2）持続可能な社会の実現への貢献、（3）多様性を尊重する社会の実現への貢献の3点を、会長ステートメントとしてとりまとめたもの。

(平成27 (2015) 年7月 第137回日本ユネスコ国内委員会採択)

我が国のユネスコ活動

教育分野

日本ユネスコ国内委員会は、ユネスコの教育分野の取組促進に向け、持続可能な開発のための教育(ESD)の国内の普及・推進に努めています。また、ESDの提唱国として、2020-2030年の国際枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて(ESD for 2030)」において、引き続き世界をリードする取組を支援するなどESDの推進等を通じて、SDGsの17の全てのゴール達成に向け取り組んでいます。さらに、高等教育段階を対象とした事業の一例として、ユニツイン／ユネスコチェアがあります。

■持続可能な開発のための教育(ESD)

我が国は、国連ESDの10年(2005-2014)を提唱して以来、ユネスコへの信託基金や、様々な国内施策を通じて、持続可能な社会の創り手を育む教育であるESDの推進に取り組んでいます。具体的には、ESD国内実施計画やESDの推進に資する提言の策定等を行うとともに、多様なステークホルダーの連携により、地域一体でESDを「広める」取組や、テーマを定めてESDを「深める」取組を推進しています。

■ユネスコスクール

ユネスコの理想を実現するため、平和のための国際協力に資する「アイディアの実験室」として、国際ネットワークの一員として教育を実践する学校です。世界182の国・地域で12,000校以上、国内では1,090校(令和6(2024)年3月時点)の学校がユネスコの認定を受けています。日本ではユネスコスクールをESDの推進拠点とし、様々な支援を通じてESDの普及・深化に取り組んでいます。

■SDG4実現への取組

SDG4(教育)の実現に向け、国連におけるSDG4主導機関として、ユネスコが中心的な役割を担う教育2030行動枠組みの実施に際し、我が国は知的貢献や財政支援等様々な形で協力しています。グローバルでのSDG4実現への貢献に加え、ユネスコ・バンコク事務所への拠出金を通じて、アジア・太平洋地域の教育分野でのSDGs実現にも貢献しています。

■ユニツイン／ユネスコチェア

ユニツイン／ユネスコチェアは、知の交流と共有を通じて、高等教育機関及び研究機関の能力向上を目的とするプログラムです。全世界でユニツインは44ネットワーク、ユネスコチェアは994講座が認定されており(令和6(2024)年6月時点)、希望する高等教育機関は、日本ユネスコ国内委員会を通じて申請が可能です。



第16回ユネスコスクール全国大会(令和6(2024)年11月)



「第1回ESD-Net 2030グローバル会合」(令和5(2023)年12月)

科学分野

日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコの科学分野における国際協力事業や登録事業、勧告の策定への参加・協力を通じて、人々の生活と自然の調和や海洋・水環境の保全、規範設定等を推進することで、SDGs達成に向けた科学の振興に取り組んでいます。

■政府間海洋学委員会（IOC）

本委員会は、国際協力により地球規模での海洋学に関する知識、理解増進のための科学的調査の推進を目的とするもので、令和5（2023）年6月から道田元IOC分科会主査が議長を務めています。我が国は、IOC分科会を中心として関係省庁や専門家が連携して、総会や分野別の会議等への参加等の協力をしています。

■政府間水文学計画（IHP）

本計画は、国際協力による水（淡水）資源の合理的な管理のための科学的基礎の提供を目的としています。我が国は、IHP分科会を中心として関係省庁や専門家が連携して、政府間理事会やIHPアジア太平洋地域運営委員会等への参加等の協力をしています。

■人間と生物圏（MAB）計画

本計画は、生物多様性の保護と持続可能な自然と人間の共生を目指しており、ユネスコが認定する生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）において、生態系の保全と持続可能な利活用の調和に向けた実践が行われています。世界136か国759地域、うち日本10地域（令和6（2024）年7月現在）

■ユネスコ世界ジオパーク

国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業です。世界48か国213地域、うち日本10地域（令和6（2024）年3月現在）

■ユネスコの勧告

我が国は、「ニューロテクノロジーの倫理に関する勧告」の採択に向けた議論に関係省庁が連携して対応しているほか、「科学及び科学研究者に関する勧告」（平成29（2017）年）、「オープンサイエンスに関する勧告」（令和3（2021）年）、「AIの倫理に関する勧告」（令和3（2021）年）について、4年に一度の実施状況報告に協力しています。

■仙台防災枠組みへの貢献

第220回ユネスコ執行委員会（令和6（2024）年10月）において、我が国の提案により、ユネスコにおける仙台防災枠組みの取組強化を求める決定が採択されました。我が国は、取組強化に向けて幅広い分野で協力をしています。



昭和新山と洞爺湖
©洞爺湖有珠ジオパーク推進協議会



志賀高原ユネスコエコパークにおけるESDの一環としての米づくり農業体験
©山ノ内町

文化及び情報・コミュニケーション分野

日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコ創造都市ネットワーク等の事業を通じて、文化分野に関する取組を推進しているほか、情報・コミュニケーション分野においても、ユネスコ「世界の記憶」の登録事業に参加する等により、関連する取組を推進しています。

■ユネスコ創造都市ネットワーク（UCCN）

本事業は、創造性(creativity)を核とした都市間の国際的な連携により、地域の創造産業の発展を図り、都市の持続可能な開発を目指すことを目的として、平成16（2004）年に創設されたものです。各都市はネットワークをとおして知識・経験の交流、人材育成、プログラム協力等を実施します。文学、音楽等合計8分野に分類されており、平成16（2004）年の創設以降、世界の加盟都市は350都市、我が国からは11都市が本ネットワークに加盟しています（令和7（2025）年1月時点）。

■ユネスコ「世界の記憶」

本事業は、世界的に重要な記録物（手書き原稿、書籍、新聞、映画、写真等）への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とするもので、平成4（1992）年に開始されました。本事業を代表するものとして、人類史において特に重要な記録物を国際的に登録する制度が平成7（1995）年より実施されています。国際登録の件数は494件、うち我が国からの登録（他国との共同申請を含む。以下同じ。）は8件です（令和5（2023）年11月現在）。また、アジア太平洋地域登録もあり、件数は86件、うち我が国からの登録は1件です（令和6（2024）年6月現在）。

文化分野に関する我が国での主な取組には、上記の日本ユネスコ国内委員会における取組以外に、世界遺産と無形文化遺産に関するものがあります。

■世界の文化・自然遺産保護に関する協力

我が国は、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約を平成4（1992）年に批准しました。無形文化遺産の保護に関する条約については、平成16（2004）年に受託し、平成18（2006）年に発効しています。



令和6（2024）年10月の第4回ユネスコ「世界の記憶」
グローバルポリシーフォーラムの様子©UNESCO



令和5（2023）年10月にUCCNに加盟した岡山市における
ブックフェスティバルの様子

《付録》「ユネスコ活動に関する法律」(抄)

(昭和27 (1952) 年6月21日法律第207号) 最終改正: 平成16 (2004) 年6月2日法律第76号

(前文略)

第一章 ユネスコ活動

(ユネスコ活動の目標)

第一条 わが国におけるユネスコ活動は、国際連合教育科学文化機関憲章（昭和二十六年条約第四号。以下「ユネスコ憲章」という。）の定めるところに従い、国際連合の精神に則つて、教育、科学及び文化を通じ、わが国民の間に広く国際的理解を深めるとともに、わが国民と世界諸国民との間に理解と協力の関係を進め、もつて世界の平和と人類の福祉に貢献することを目標とする。

(定義)

第二条 この法律において「ユネスコ活動」とは、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の目的を実現するために行う活動をいう。

(国外諸機関との協力)

第三条 わが国におけるユネスコ活動は、ユネスコ、国際連合及びその専門機関、ユネスコ活動に関する国際団体並びに諸国の政府、ユネスコ国内委員会及びユネスコ活動に関する団体等と協力しつつ展開されなければならない。

(国及び地方公共団体の活動)

第四条 国又は地方公共団体は、第一条の目標を達成するため、自らユネスコ活動を行うとともに、必要があると認めるときは、民間のユネスコ活動に対し助言を与え、及びこれに協力するものとする。
 2 国又は地方公共団体は、民間のユネスコ活動振興上必要があると認める場合には、その助成のため、政令で定めるところにより、その事業に対し援助を与えることができる。
 3 国又は地方公共団体の機関が前二項の事項を実施するに当つては、第五条の日本ユネスコ国内委員会と緊密に連絡して行わなければならない。

第二章 日本ユネスコ国内委員会

(設置)

第五条 ユネスコ憲章第七条の規定の趣旨に従い、我が国におけるユネスコ活動に関する助言、企画、連絡及び調査のための機関として、文部科学省に、日本ユネスコ国内委員会（以下「国内委員会」という。）を置く。

(所掌事務の範囲及び権限)

第六条 国内委員会は、関係各大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係各大臣に建議する。

- 一 ユネスコ総会における政府代表及びユネスコに対する常駐の政府代表の選考に関する事項
- 二 ユネスコ総会に対する議案の提出その他ユネスコ総会における議事に関する事項
- 三 ユネスコ総会以外のユネスコに関する国際会議への参加に関する事項
- 四 ユネスコに関する条約その他の国際約束の締結に関する事項
- 五 国の行うユネスコ活動の実施計画に関する事項
- 六 ユネスコの目的及びユネスコ活動に関する国民の理解の増進に関する事項
- 七 民間のユネスコ活動に対して行うべき助言、協力及び援助に関する事項
- 八 ユネスコ活動に関する法令の立案及び予算の編成についての基本方針に関する事項その他ユネスコ活動に関し必要な事項

- 2 前項の規定による国内委員会に対する関係各大臣の諮問及び国内委員会の関係各大臣に対する建議は、関係各大臣が文部科学大臣以外の者であるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 国内委員会は、わが国におけるユネスコ活動の基本方針を策定するものとする。
- 4 国内委員会は、ユネスコ活動に関し、国内のユネスコ活動に関する機関及び団体等並びに第三条の機関及び団体等と必要な連絡を保ち、及び情報の交換を行う。
- 5 国内委員会は、ユネスコ活動に関する調査並びに資料の収集及び作成を行う。
- 6 国内委員会は、集会の開催、出版物の頒布その他ユネスコの目的及びユネスコ活動に関する普及のために必要な事項を行うことができる。
- 7 国内委員会は、ユネスコ活動に関し、地方公共団体、民間団体又は個人に対して必要な助言を与え、及びこれに協力することができる。

(第七条・略)

(構成)

第八条 国内委員会は、六十人以内の委員で組織する。

(委員の任命)

第九条 委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を文部科学大臣が任命する。この場合において、文部科学大臣は、第一号から第四号まで及び第七号に掲げる者については、第十三条の選考小委員会の選考を経て国内委員会から推薦されたものにつき、内閣の承認を経て、任命するものとする。

一 教育活動、科学活動及び文化活動の各領域を代表する者	十八人
二 教育、科学及び文化の普及に関する諸領域を代表する者	十二人
三 地域的なユネスコ活動の領域を代表する者	十二人
四 学識経験者	七人
五 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者	四人
六 参議院議員のうちから参議院の指名した者	三人
七 政府の職員	四人

2 委員の選考の基準について必要な事項は、政令で定める。

(委員の任期等)

第十条 委員（衆議院議員、参議院議員及び政府職員たる委員を除く。以下本条第二項及び第十二条第一項において同じ。）の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間を在任する。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、特別職とする。

(第十二条・略)

(会長及び副会長)

第十二条 国内委員会に会長一人及び副会長二人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選に基づき、文部科学大臣が任命する。
- 3 会長は、会務を総理し、国内委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名したいずれかの一人が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(小委員会)

第十三条 国内委員会に、委員で組織する小委員会として運営小委員会、選考小委員会及び専門小委員会を置く。

- 2 運営小委員会は、会務の運営に関する事項を審議する。
- 3 選考小委員会は、国内委員会が文部科学大臣に対して委員の候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する。
- 4 専門小委員会は、各専門の事項ごとに置き、それぞれ専門の事項を調査審議する。
- 5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門小委員会に、委員以外の者を調査委員として置くことができる。
- 6 前四項に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(第十四条～第十九条・略)

(附則・略)

ユネスコ・ユネスコ活動についての関連ウェブサイト・問合せ先

●ユネスコの組織と個々の事業について

・ユネスコ ウェブサイト

ホームページ : <http://www.unesco.org>



●日本のユネスコ活動について

・日本ユネスコ国内委員会事務局（文部科学省内）

TEL : 03-5253-4111 (内線 2603 文部科学省国際統括官付)

ホームページ : <http://www.mext.go.jp/unesco>

e-mail : jpnatcom@mext.go.jp



※日本ユネスコ国内委員会は、我が国におけるユネスコ活動に関する助言、企画、連絡及び調査のための機関であり、ユネスコの直属の機関ではありません。そのため、ユネスコの実施している個々の事業並びに個々のデータや事実関係等についてのお問合せにはお答え出来ない場合がございますので、ご了承ください。

●地方公共団体のユネスコ活動について

各都道府県・政令指定都市教育委員会

・ユネスコ未来共創プラットフォームポータルサイト

ホームページ : <https://unesco-sdgs.mext.go.jp/>



・ユネスコスクール公式ウェブサイト

ホームページ : <http://www.unesco-school.mext.go.jp/>



© UNESCO/C.Alix



ユネスコ本部内日本庭園 ©UNESCO／Christelle ALIX